

令和7年度定期監査について、横手市教育委員会教育長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和8年6月1日

監査報告書に基づき措置を講じた事項

種類 令和7年度 定期監査（第3期）

期日 令和7年12月1日（月）～令和8年3月27日（金）

範囲 令和6年度（令和7年1月1日から令和7年3月31日まで）、令和7年度（令和7年4月1日から令和7年12月31日まで）における財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況

教育委員会事務局

報告対象 課室所等		指摘事項	措置を講じた事項
教育総務部	教育総務課	①収入事務 ・公金事務取扱マニュアルに証拠書類の保存年限が記載されていない。	公金事務取扱マニュアルに証拠書類の保存年限を記載した。
		②学校敷地建物を利用した太陽光発電設備について ・監査の結果、学校敷地内に設置された太陽光発電設備の機器について、一部に故障があるなど稼働状況が芳しくなかった。当該施設設備の導入経緯や活用した国の制度・財源等を踏まえ関係各課と連携・協議の上、改めて当該設備の保守管理方針を検討していただきたい。	故障等により稼働していない太陽光発電設備については、設置されている製品の製造メーカーによる交換部品の供給停止、代替製品の価格が高額なこと等から、修繕は行わない方針とした。 市立小中学校へは危機対策課から小型発電機が配備されているほかに、一部の学校にGHPエアコン設備が配備されており、停電時にはこのGHP設備から電力を教室等へ供給できるようになっている。 このことから、停電時における電気の確保はできていると判断し、太陽光発電設備については、今後、安全管理を行いながら早期の撤去に努めていく。

報告対象 課室所等		指摘事項	措置を講じた事項
教育 総務 部	伝統文化課	①収入事務 ・後三年合戦金沢資料館における 物品販売受託手数料の算定根拠が 明確でない。	令和8年3月31日付けで、適用 期間を令和8年4月1日～令和9 年3月31日とし、覚書の別紙を 更新する。以降、毎年度別紙の 更新を行う。